

日本中世の家父長制について

飯沼賢司

歴史学においては、エンゲルスの理論が受け入れられて以来、家父長・家父長制なる語は頻繁に使用されてきたが、専ら概念の適応に終始し、はたしてどれほどその概念が吟味され、使われてきたのであろうか。

戦後の古代・中世史は、モルガン・エンゲルスの理論を日本の歴史の発展段階にあてはめた戦時中の石母田正・藤間生大の研究に出發する。かれらは、古代家族を家（父）長権をテコに血縁・非血縁の人々が結集したものと規定し、当初は籍帳を素材に古代家族の研究に専心したが、次第に非血縁的要素の奴隸・隸属者の研究に重点を置くようになり、その研究から発した中世の領主制研究では当然のことながら隸属者・下人・所従及びその支配基盤とした経営形態の問題が主たる研究

テーマとなった。

一方、同じモルガン・エンゲルスの理論に発し、まったく異なった方向へ研究を進めたのは、高群逸枝である。高群は石母田・藤間とは違って、血縁的家族の研究を基軸に、婚姻形態の変遷から独自の家族の発展段階を考え出した。高群の理論はその後、女性史の方法論として重要な位置を占めているが、前者の古代史・中世史の研究と高群のそれとは最近まで十分な接点を見い出すことができなかった。

このような状況に変化を与えたのは、古代史では吉田孝、中世では鈴木国弘に代表される研究動向である（吉田『律令国家と古代の社会』、鈴木『在地領主制』）。かれらは、石母田の理論を正統的に発展・継承するためには、家族・親族・氏族の研究を深化させる必要があるとして、ウヂ・イエを家族論の立場から再検討し直した。殊に、鈴木は領主制研究の立場から高群の研究に注目し、改めて石母田以来の研究の再検討を試みようとした。かれは、家父長制概念の曖昧さを指摘し、家父長とは主人権・父権・夫権の三権を一手に握るものとし、石母田・藤間以降の中世史の研究に欠落していた父権・夫権という家族の原理を補って検討する必要があるとした。さらに、高尾一彦の「家父長的家族共同体」概念をさらに深化させ、いわゆる古代の「家父長的家族共同体」とは、「家長の妻方の父（舅）をこそ「家父長」とし、また母系制原理をもってその結合の基調としている特殊・歴史的な存在として把握しなければならない」として、中世後半に出現する典型的な「家父長制」段階とは異なる特異な『家父長制』段階と位置付けた。

鈴木が目指したところは、石母田・藤間論に立脚した戦後の領主制論と高群の家族論の統合であったと考えられるが、この試みは、卓見であるにもかかわらず、必ずしも十分な評価を得ていない。というのは、父系家族説を基礎とする石母田・藤間説と母系家族説の高群説を統合・止揚するには、古代から中世に至る家族論再検討が是非とも必要であり、鈴木の段階では、殊に中世史はそれを十分検討する段階に至っていないかった。

しかし、現段階では、吉田孝が古代史で双系家族論を導入して以来、明石一紀・関口裕子・義江明子などによって古代家族の再検討が進められ（明石「日本古代家族研究序説」『歴史評論』三四七、「古代・中世の家族と親族」『歴史評論』四一六その他、関

口「日本古代の家族形態と女性の地位」『家族史研究』二、「家父長制家族の未成立と古代社会の特質について」『日本史研究』二四七、「古代家族と婚姻形態」『講座日本歴史』二その他、義江『古代日本の氏の構造』、それぞれ、双系制説・非単系説・双方的親族論など多少異なる部分があるが、父系的家父長制家族説を否定し、双方的小家族論を認めていることで共通している。これらの説は古代史の中でも一定の位置を占めるようになり、ここに非家父長制から家父長制へかに移行するかが重要研究課題となった。

一九八四年、筆者は、吉田論を基礎に中世の支配骨格である「職」の体系の成立とイエの成立（家父長制家族の成立）を対応させ、古代から中世の社会構造の変化を追おうとした（「職」とイエの成立」『歴史学研究』五三四）。同年、明石は、吉田孝・鷺見等曜の双系制論を整理検討し（鷺見『前近代日本家族の構造』、従来の単系社会論を否定し、双系社会論を提示し、古代から近代に至る新たな家族・共同体論を構築しようとした（「古代・中世の家族と親族」『歴史評論』四二一〇）。明石の論は多岐にわたっているが、家父長権の問題についてみると、家父長権は父権、家長Ⅱ戸主権、主人権の三つよりなり、それぞれは別々に機能し、日本的な特色としては、「父権」の確立が父母双方の親権の強化という形態をとってあらわれることにあるとした。

さて、本論の課題はこのような研究状況を前提に家父長制概念を再検討することにある。筆者は、現段階の研究では家父長制家族成立期の中世を専門としているので、これまでの史料の検討に基づいて、家父長権とは何かを考える素材を若干提供できればと思っている。

それでは、家父長権の要素の検討に入ることにするが、鈴木は家父長権を父権・夫権・主人権の三要素から考えているのに対して、明石は夫権の代わりに家長Ⅱ戸主権をおいている。これは父権・夫権のかかわる家族と家長がかかわる家を同一次元でとらえるか、とらえないかによって生じた差異と考えられる。このような見解の相違は、歴史学のみならず社会学その他でも問題となっている（「シンポジウム日本の家と同族」『社会学雑誌』四）。そこで、以下の検討にあたっては父権・夫権・家長権・主人権を別々に検討し、最後に筆者なりの結論を出してみたい（以下論文名・史料出典省略）。

〔父権〕

中世は父権が極めて重視される時代である。厳密には親権というべきであろうが、幕府法・公家法・在地法においても親権が最優先され、それは親の遺命の厳守、悔返権（一度子供に譲与したものを取り戻し他子に譲与する権利）に特徴づけられる。そして、この親権は、幕府権力・朝廷権力によって一旦安堵されたものでも「祖父母・父母讓、可_レ用_レ後狀」の原則で公権の認定を簡単に覆すことができた。

また、親権は婚姻によって新しい世帯を形成した男子・女子にもおよび、家族関係は父子関係・母子関係を通じてタテにつながる傾向があったが、中世のイエは家長の器量（能力）によって維持され、その死とともに原則として解消するもので、明石がいうようにいわば「親子限りのイエ」であった。承家の觀念は未熟であり、家の繼承というより所職の繼承というかたちであらわれ、家長の作成する讓狀によって家財・所職が処分された。このような親権の絶対性は母権においても見られ、母親は自分の所領については独自の処分権を所持しているとともに、家父長が死亡した後は、後家という地位に就き、前家長の地位を中継的に代行し、次の家長につたえる役割を担った。このような後家の役割は、父権の単なる代行というより中世に見られた親権絶対性の一つの発現の仕方ともいえるのではなからうか。中世のイエは「親子限りのイエ」であったが、父—母（後家）—子の連鎖によって継続した。

しかし、中世後期に入ると、支配層において親権を象徴する讓狀は、次第に機能を喪失し始め、家長の地位も以前は家長が死亡するまで維持されたが、隠居制が採用されると、親権と家長権は分離され、家長権が親権を越えて、機能するにいたった。また、親権の一つと考えられる後家権も次第にその機能を失った。これはイエの経営体としての安定化はもろろんであるが、社会体制の中でイエの繼承を保障することができるようになったためと考えられる。すなわち、南北朝の内乱期に荘園公領体制は激しく動揺し、「職」の体系によって支えられていた中世前期のイエ秩序は崩壊の危機に瀕したが、地域連合体としての一揆体制が新たな秩序として出現し、在地では、惣村という自立的村落が形成され、これらが共同体規制を強化し、イエはその秩序の中に組み込まれた。さらに、戦国期には、大名がこれらの秩序を領国の支配体制の中に包摂し、主従

制の原理をもって独自の体制を築いた。これらの体制がイエの継続性を保障するようになり、イエの継承・存続は個人の能力・意志を越えるようになった。近世の体制はこのような体制の完成形態である。

〔夫権〕

中世成立期には、夫権はあまり強くはなく、夫婦も別財で、それぞれが独自の所領・財産を所持した。平安後期、婚姻関係が安定化し、夫の恒常的な同居が始まると、夫が「相知」（あいしり）という立場で、妻の財産の公驗・本券を管理するようになり、時にはそれを横領する場合もあった。また、夫の負債を妻が自分の財物をもって償うこともあり、鎌倉幕府法にも明らかかなように原則は夫婦別財であったが、鎌倉期には、讓状においても夫婦がそれぞれの財産を合算して讓与するというような文言が見られるようになる。妻が夫の死後、後家という地位を確保し、イエの経営に携わるのも夫婦関係の安定化に伴う夫権の強化と関係していると考えられる。

夫権は、親権が時代が下ると、次第に後退するのに対して、強化される。鎌倉後期、妻の持参財産が一期分というかたちで、女子の処分権が制限され始めると、妻の夫への従属化傾向は一層進み、「藤原氏」「中原氏女」などの妻家の姓を名乗るものが減少し、室町期にはそのような女性称は消滅してしまう。また、夫権の象徴である性の独占は密会の罪科の強化というかたちで進み、最後は夫は姦婦の生殺与奪権を握るまでに至る。

〔家長権〕

中世の前期では下司職でも名主職でもその所職に任じられた人は、年貢や公事并済の義務を負い、その経営手腕によってイエを維持した。したがって、経営体としてのイエは不安定な存在であり、家長の経営能力にその存続は左右されたため、その継承も本来的には長子相続とはかぎらず「器量の仁」すなわち才能あるものが選ばれた。

前期では家長権は親権と未分離で、その強力な権限によって支えられており、家長権というべき家督のもつ惣領権は一族が共同知行する本領の地を中心に、一族を統括し、幕府の公事（軍事奉公を含む）を勤めるための権限であった。惣領権には本領の惣知行権・一族の軍事指揮権・祭祀権などがあったが、それ自体としてはそれほど強力な権限ではなく、世代がかわ

り親権がその一家に機能しなくなると、それ自体権限としては十分な有効力をもたなくなり、庶子が分裂・自立化する傾向があった。

しかし、後期に入ると、単独相続が一般化し、家督の地位は他の庶子を圧倒するに至り、家督がイエ内を強力に支配できる体制ができあがった。また、先にも述べたように、イエの存続も地域的な支配体制や村落共同体の中で保障されるようになり、家督の権限は親権を越えて家内を統制し、家長権と親権は分離され、隠居制が成立する。

〔主人権〕

主人権によって支配される隷属民の性格については、時代区分論にかかわるため中世史では膨大な研究蓄積がある。しかし、逆に支配する側の主人権から検討した研究は少ない。

中世では、主人権の行使される対象は下人・所従と呼ばれる隷属民であるが、自らの意志で主従関係を結んだ家人・郎従（郎等）も広義にはその対象に入る。

前者の下人・所従の承譜は律令制下の奴卑（ヤッコ）などの奴隸的賤民と一般百姓の債務奴隸化に求められ、このような隷属民は中世を通じて存在し続けた。主人はかれらに対して全面的人格支配権を有し、かれらの家族関係を無視し、譲与・売買することもできた。下人・所従を奴隸と見なすか農奴と見なすか議論のあるところであるが、中世社会では、かれらは子供と同じく一人前の人とは見なされない存在で、養子が下人化の方便として利用されることがあり、親子の論理が主従の間にもしばしば適応された。

一方、後者は主従制として、家父長権から除外して考えることも多いが、中世後期には親権の論理を越えて、イエ支配の中軸的論理となるので、これを落とすことはできない。本来、主従関係は主人に名簿（みょうど）を提出し、奉公する双務的關係であったが、次第に主人権が強化され、主人が家臣の生殺与奪権をもつまでになった。

さて、家父長権の要素、父権・夫権・家長権・主人権を中世の実態に即して概括的ではあるが個別に検討してみた。その結果、それぞれは他に影響を与えながら機能しているが、別々に機能していることは明らかである。いま、父権・夫権・主

人権の三権をもって家父長権とする考えと父権・家長権・主人権の三権をもって家父長権とする考えが対立しているが、筆者は先の検討で夫権も家長権も別個の要素として考えている。したがって、家父長権は父権・夫権・家長権・主人権の四権からなるとすべきであろう。

中世、殊にその前半期では、家族は父方・母方の双方的関係に強く規定されており、親権がイエを統制する原理としてもつとも強力に機能し、他権は未分離な状態にあった。たとえば、室町期以降、父権は夫権の確立によって親権から分離し、家長権は単独相続・隠居制の確立によって親権から分離した。その意味で、日本における家父長制が明確になるのは、室町・戦国期以降といえる。

以上、日本中世の家父長制について若干の考察を行ったが、全く不十分なものであるが、家父長制再検討の参考になればと考えている。

(大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館・日本中世史)